

令和4年度 「なは ICT 産業振興ガイドライン」 策定事業業務  
委託仕様書

那覇市 経済観光部 商工農水課

■業務名：令和4年度 「なは ICT 産業振興ガイドライン」 策定業務

■委託期間：契約締結日～令和5年3月31日

## 1. はじめに

平成30年度にスタートした、第5次那覇市総合計画において、本市は重要施策のひとつとして「戦略的産業及び新たな産業の振興により稼げるまちをつくる」ことを掲げ、戦略的産業（観光産業、情報通信産業、物流）の企業誘致を推進し、振興を通して地域経済を活性化し、域外収入の向上を目指している。

沖縄県の産業政策においても、地理的不利を克服するためにもっとも力を注いだ産業が情報通信関連産業である。1998年の「沖縄マルチメディアアイランド構想」や2002年の「沖縄県情報通信産業振興計画」などの計画が策定され、それに伴う諸施策が展開されてきた。しかし、域外企業誘致は進んだものの、コールセンターなどの労働集約型が多く、ハイテク分野への進出は実現できない現状となっている。

## 2. 事業の目的

本市は県内の政治経済の中心地であり、IT 創造館やなは産業支援センターなどの施設を所有しており、県の計画とも協力して情報通信産業についての起業や誘致の推奨に取り組んできた。コールセンターの誘致などの成果はあるものの、イノベーション創出型への移行が必要であり、そのための県内 IT 技術者の不足等が課題となっている。

一方、県全体としては観光産業が基軸産業として急成長を遂げており、2017年の入域観光客数は939万人とほぼハワイと同数、2019年には1016万人まで増加の結果となった。しかし、新型コロナウイルス感染症拡大によって観光産業が不況に陥り、その打開策や観光産業以外の産業育成などの対策が喫緊の課題となっている。また、新型コロナウイルス感染症は人々の生活にも大きな影響を与えており、特に働き方についてはテレワークや、オンライン会議の推奨を含め、DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進が加速されることとなった。

このような状況から、本市においては情報通信産業の充実を図る必要がある。明確な計画・方針として、情報通信産業の誘致や育成、創業支援等を充実させていくのかを明確にし、中長期的な戦略となる「なは ICT 産業振興ガイドライン」を策定する。

これにより、効果的かつ雇用情勢時期に沿った情報通信産業の推進に取り組むことが可能となる。具体的には、以下の効果が生み出されることを期待する。

- (1) 県内でも特色を持った方針を示すことで、域外企業の本市への誘致促進や、起業促進が期待される。
- (2) 異業種を含むビジネスマッチングの機会増により相乗効果が期待される。
- (3) 高度 IT 技術者の人財育成により所得向上が見込まれる。
- (4) 本市が第 5 次総合計画に掲げる戦略的産業（観光産業、情報通信産業、物流）の集積の促進に加えて、域内産業との連携・補完により付加価値を創出し、域外収益を上げることで本市地域経済の好循環の実現により、域内企業の収益増が図られ、ひいては税込及び市民所得等の向上が期待できる。

### 3. 実施する業務

受託者は契約締結後速やかに、発注者と協議のもと、業務全体の進め方、役割分担、スケジュール等を取りまとめた「業務実施計画書」を提出の上実施すること。

「なは ICT 産業振興ガイドライン」の策定に当たっては、以下の（1）～（5）を踏まえ、発注者と定期的な協議の上、双方の考え方や認識を確認し、方向性を確定した上で進めていくこと。

#### （1）調査業務

##### ①本市の情報通信産業のポテンシャル調査

本市の情報通信産業の現況や将来的な成長可能性等「ポテンシャル」について調査・分析すること。調査手法としては、各種文献からの調査に加えて、実情を把握するためのアンケート調査等を実施すること。

##### ②先行事例調査

本市が参考にすべき他地域の情報通信産業誘致・育成関連施策の事例を調査すること。調査手法については任意とする。

#### （2）基本方針の策定

上記（1）の調査結果を踏まえて、本計画（プラン）の基本方針の素案、骨子となる内容を策定すること。なお、基本方針としては施策の基本理念や構成案、情報通信産業以外の産業等との連携に関すること、事業に取り組んだ結果としての波及効果、到達目標やめざす理想像等、本計画の方向性についてわかりやすく示すこと。さらに、那覇市 IT 創造館等のインキュベーション施設の運営の方向性等についても盛り込むこと。

#### （3）アクションプラン（ガイドライン）の作成

(2)の基本方針を具体化する実行プラン(施策)を提示すること。その際には、プラン・施策のKPI設定、進捗管理の手法にも留意すること。また、計画期間の期間は原則令和5年度から令和8年度までの4年間とする。最終的には計画書として制作し、広く市民に周知できるように分かりやすい概要版も制作すること。

なお、国や県、本市のその他計画等との整合性とも整合性を図ること。

#### (4) 外部有識者会議等の設置及び運営支援

##### ①外部有識者会議等

下記に示す分野の専門家や関係者を外部有識者として選定(10人以上)し、全体会議等(3回以上開催)を通して意見聴取を行うこと。

ア 情報通信産業の各分野

イ 行政関係者

ウ 学識経験者 等

上記には、県外を拠点として活動している有識者を含むこと。

また、外部有識者等の選定にあたっては、双方で候補者案を提示し、本市と調整のうえ決定する。なお、外部有識者に対する謝金等の費用は委託費に含めること。

##### ②なはICT産業振興ガイドライン検討会議(仮称)等運営支援

本市職員で構成する「なはICT産業振興ガイドライン検討会議(仮称)」へ素案提示等、その他運営支援を行う。

#### (5) その他独自提案

本業務の実施にあたり、他に実施すべき業務があれば提案すること。

## 4 成果物

本業務の成果として、以下を納品すること

- 「なはICT産業振興ガイドライン」計画書： 30部
- 「なはICT産業振興ガイドライン」概要版： 30部
- 上記及び調査関連データを収めた電子媒体： 一式

※納品方法等は協議の上決定する。

## 5 法令等の遵守

受託者は、個人情報及び機密情報の重要性を認識した上で、管理を厳格に行い、情報漏えい等が発生しないように万全の注意を払うとともに、個人情報の取り扱いには、個人情報関係法令等及び本市個人情報保護条例等を遵守すること。

## 6 受託者の責務

受託者は次の事項に留意すること。

- (1) 業務において知り得た秘密は、他に漏らさないこと。また、中立性を厳守すること。
- (2) 定められた期間に本業務が完了するよう、適切なスケジュール管理に努め、作業の円滑化を図ること。
- (3) 本業務の実施にあたり、契約書、仕様書及び発注者の指示に従い、本業務の目的、趣旨を十分理解したうえで、実施すること。
- (4) 本業務の契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させてはならない。ただし、発注者の承認を得た場合は、この限りではない。

## 7 費用負担

- (1) 本業務に係る一切の経費は、特に記載がない限り委託金額に含むものとする。
- (2) Web 会議の実施にあたっては、基本、受託者がホストとなること。その場合に必要となる本市側の設備及び通信費は本市が負担する。

## 8 手直し

受託者は業務完了後、受託者の責めに帰すべき理由により成果品の不良個所が発見された場合は、速やかに訂正補足とその他の必要な措置を講ずること。その場合の作業に係る費用は全て受託者の負担とする。

## 9 その他

この仕様書に記載のない事項については、発注者と受託者において協議のうえ決定するものとする。

以上。